

定期監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、香美市長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和7年3月26日

香美市監査委員	岩 崎 昭 雄
香美市監査委員	横 谷 勝 正
香美市監査委員	山 本 芳 男

記

1 措置を講じた部署

福祉事務所、高齢介護課

2 講じた措置の内容

- (1) 監査結果提出日 令和7年3月7日
- (2) 措置通知年月日 令和7年3月26日
- (3) 指摘事項及び措置等の内容

金額が10万円以上のもので、施行何や契約締結何がないもの、また必要な決裁権者の決裁や合議のない回議書が存在した。契約行為については、契約規則及び事務決裁規程、並びに管財課が示す手順に従い、適正な事務処理を行うこと。

（福祉事務所、高齢介護課）

（回答）

香美市戦没者追悼式祭壇生花代については、見積徴取の手続きを行う中で、10万円を超える需用費の支出の手続きを理解しておらず、施行何いの作成を怠り、見積記録のみ作成していました。

また、契約の決裁権者について、支出負担行為及び支出命令の決裁権者と混同しており、決裁規程上の決裁権者まで回議書が回っていませんでした。

今後は、契約行為について、契約規則及び事務決裁規程、その他の基準に基づき適正に事務処理を行うよう、福祉事務所員へ周知徹底いたしました。（福祉事務所）

（回答）

ご指摘のありました、「令和5年度特殊建築物・防火設備（香美市大栃診療所・高齢者生活福祉センターこづみ）における定期報告書の作成依頼」につきましては、費用額が10万円以上にもかかわらず少額と考えてしまい、課長決裁で契約を締結せずに業務を履行していました。

今後は、10万円以上の業務につきましては、契約締結何いを回議し、必要な決裁者の決裁、契約班の合議をもらい契約締結を行う等、契約規則及び事務決裁規程を遵守し、適切な事務処理を行います。（高齢介護課）